

令和2年度

熊野町農業委員会
議事録

第4回

熊野町農業委員会

令和2年度第4回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和2年7月16日(木) 午後4時30分

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓	治徳
委員	稲垣	寿計

6. 議事録署名委員(2人)

委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野	准
書記	木下	祐弘

8. 熊野町職員

農林緑地課 主査	諏訪本	壮太
----------	-----	----

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は 10 名です。熊野町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和 2 年度第 4 回熊野町農業委員会を開会します。 はじめに、会議規則第 13 条の議事録署名者 2 名について、こちらから指名します。7 番空田委員、8 番庄賀委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第 1、議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 10 号の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。 まず、申請番号 1 番の場所についてですが、地図をご覧ください。〇〇から東に約〇〇メートルになります。 譲渡人の方が高齢となり、今後耕作が困難ということで、新規に農地を取得し、農業経営を行いたい方が、この度、借受けて耕作をされることになりました。 続いて、申請番号 2 番についてですが、借り受けて営農するのは、申請番号 1 番と同じ方で、場所は、〇〇から東に約〇〇メートルの場所になります。 この土地につきましても、譲渡人の方が高齢の理由により、譲受人が借受けて耕作をするものです。 申請番号 3 番及び 4 番の場所についてですが、〇〇の〇〇から南に約〇〇メートルになります。 申請番号 3 番につきましては、譲渡人の方が高齢の理由により、新規に農地を取得し、農業経営を行いたい方が借受けて耕作をするものです。 申請番号 4 番についてですが、この土地は譲渡人の方が今後耕作する予定がないため、譲受人が借受けて耕作するものです。 なお、譲受人の方は、2 人ともに、農機具等の所有状況等を含め十分な環境が整っております。

	以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。申請番号1番及び2番について、稲垣委員、お願いします。
稲垣委員	議案第4号、農地法第3条の申請につきまして、月曜日に現地調査に行っていました。現況を見る限り管理はされており、現況は畑で、農作物も作られていました。また水利についても以前は田であったということで農作物がよくできると感じました。 今後の農業のことを考えると年齢も若く農業に対する姿勢が前向きなこのような譲受人にやっていただければいいと思いました。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。続きまして、申請番号3番及び4番について佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	この土地については、以前は〇〇が色々な作物を作っていたようですが、2、3年前にお止めになって、今は放置されている状態になっています。 ここには合計で4筆の土地がありまして、この場所には現在大規模なビニールハウスが建っております。ハウス園芸のような形でやられておったと思います。 この場所は、川のほとりで前面が幅員4メートルの町道に面しており、現地へのアクセスについては、何の問題もないと考えられます。 この土地を持っておられる方が、〇〇さんと〇〇さんで、特に〇〇さん所有の土地については、周囲を田に囲まれており道がないのですが、〇〇さんが一括して借りられるということで、地理的な条件については問題ないと思います。 ただひとつ心配があるのですが、まず、稲作をやるとしたらこれは大変で、撤去費用等が絡んでまいりましてかなりの費用が必要になってきます。ハウス園芸をやるとしたら、ハウスが5棟ありますので、骨組みはしっかりとしていますが、ビニールは老朽化しており張り替える必要があると感じました。また、ハウスの中に雑草は生えていませんが、今まで作られていたものが放置されておりまして、例えば、菜種のようなものがいつ

	ばい残って枯れているというような状況でございました。 また、ハウスの周辺には雑草が生えており、それを除去するには相当な時間が必要であると感じました。ハウスについてもビニールを張り替えるとしたら相当な投資をする必要があると感じました。 それから、第1回目の調査は、月曜日に役場の方と一緒に行って大まかなところを見たのですが、一昨日、もう一度見に行ったときに感じたのが、これまで使用していたビニールシート等を産業廃棄物として処分する必要がある、町の環境センターにもっていっても処分できない問題があるということと、周囲にイノシシ除けの電気の線が張ってあるのですが、その付近にイノシシの足跡がたくさんありました。県道に近い場所でもイノシシがたくさん出没している状況であります。 それから〇〇に接していて、2年前の災害の時に被害を受けたと思うのですが護岸整備がされていたので、もう災害による被害は受けないと思いました。 それから、譲受人がどのような農業経営を行うかということなのですが、ハウス園芸をしようとしているのか、稲作農業をしようとしているのかわからないのですが。
事務局	〇〇さんにつきましては、ハウスのビニールの張替えをされて、主に青ネギを作付けされるようになっていきます。
佛圓委員	それでは、あそこは青ネギを作りたいということですね。 私が見た感じでは、立地条件からすると一括して受け入れられるということで非常にいいことだと思います。だけど現存のものを使ってということになると初期投資が必ず必要となるので、やられる方は大変だと思います。だから、産業廃棄物については町が考慮し、少しでもやりやすくすることが必要であると思います。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
原委員	〇〇の件は、すべて解決したのか。
事務局	6月26日をもって、〇〇から〇〇さんに売却手続きは完了して登記も終わっております。
原委員	売却手続きとは。

事務局	競売になりまして、2人が手を挙げて、〇〇さんが高価格を提示してこの施設を取得しました。
原委員	ハウスを購入したのか。
事務局	ハウスと建物と農機具を一部取得されています。
立花委員	ここには倉庫があるのですが、その土地は非農地になっているのですか。
事務局	これは農業用施設であり、倉庫は2アール以内であれば建てることができます。この建物自体も登記されており、所有権も〇〇さん移っています。 〇〇さんは、〇〇の嘱託員であり、週に3日程度そこで勤務しながら、こちらの農地も手掛けられると聞いており、また、この方と一緒に〇〇の方とか〇〇の方が一緒に作業すると聞いています。 ハウスについても自らが張替えをする技術を持っており、比較的安価に張替え等ができると思います。 ビニールシート等の産業廃棄物の取扱いについては、基本的に自ら処分することが原則かと思われます。
議場	本来であれば、〇〇が現状復旧して、譲受人に渡す必要があるのではないかと。
事務局	基本的に借地でありますので建物をなくして土地所有者に返却するのが原則となります。 しかし、これは〇〇の立場としてなのですが、そうすることにより費用が掛かってしまうので、現状のままで引き取り手があればそれが一番よかったわけで、その建物等に対して2人が手を挙げ、しかも、〇〇からすればお金も一定程度確保することができたわけで、最善の形に収まったということです。
議長	他に質問はありませんか。
議場	(質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)

議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第 2、報告第 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	農地法第 5 条第 1 項に係る届出について、ご説明いたします。 申請場所についてですが、図面をご覧ください。 〇〇から北に約〇〇メートルになります。 今回の報告の内容は、携帯電話無線基地局として使用するために転用されるものです。 こちらの案件は、電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用でありますので、農地法第 5 条第 1 項第 6 号に該当し、農地転用許可は不要となります。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。